明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（二）　三
○投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定（三）　三

〔省　令〕
○一般ガス事業供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令（経済産業三）　三五

〔告　示〕
○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の日本国による受諾に関する件（外務三三）　三〇
○投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の効力発生に関する件（同三四）　三〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
型式部材等製造者の認証、東日本高速道路株式会社工事完了関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三五
会社その他
会社決算公告　三九

本号で公布された法令のあらまし

◇国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（条約第二号）（外務省）

この条約は、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるものであり、その概要は次のとおりである。

1　目的（第一条関係）

この条約は、いずれかの締約国に不法に連れ去られ、又はいずれかの締約国において不法に留置されている子の迅速な返還を確保すること並びに一の締約国の法令に基づく監護の権利及び接触の権利が他の締約国において効果的に尊重されることを確保することを目的とする。

2　締約国の義務（第二条関係）

締約国は、この条約の目的の実現を確保するため、全ての適当な措置をとる。このため、締約国は、利用可能な手続のうち最も迅速なものを用いる。

3　子の不法な連れ去り及び留置（第三条関係）

子の連れ去り又は留置は、次の㈠及び㈡に該当する場合には、不法とする。

㈠　連れ去り又は留置の直前に子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人等が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

㈡　連れ去り若しくは留置の時に㈠の監護の権利が現実に行使されていたこと又は連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が現実に行使されていたであろうこと。

4　適用範囲（第四条関係）

この条約は、監護の権利又は接触の権利が侵害される直前にいずれかの締約国に常居所を有していた子について適用する。この条約は、子が一六歳に達した場合には、適用しない。

5　監護の権利及び接触の権利（第五条関係）

㈠　「監護の権利」には、子の監護に関する権利、特に、子の居所を決定する権利を含む。

㈡　「接触の権利」には、一定の期間子をその常居所以外の場所に連れて行く権利を含む。

6　中央当局の指定（第六条関係）

締約国は、この条約により中央当局に対して課される義務を履行するため、中央当局を指定する。

7　中央当局の協力の義務（第七条関係）

㈠　中央当局は、子の迅速な返還を確保し、及びこの条約の他の目的を達成するため、相互に協力し、及びそれぞれの国内の当局間の協力を促進する。

㈡　特に、中央当局は、直接に又は仲介者を通じて、⑴子の所在の特定、⑵子に対する更なる害悪の防止、⑶子の任意の返還又は友好的な解決の促進、⑷子の社会的背景に関する情報の交換、⑸関連法令についての一般的な情報の提供、⑹子の返還及び接触の権利の行使のための手続の開始についての便宜の供与、⑺法律に関する援助及び助言の提供についての便宜の供与、⑻子の安全な返還の確保等のため、全ての適当な措置をとる。

8　子の返還を確保するための援助の申請（第八条関係）

監護の権利が侵害されて子が連れ去られ、又は留置されたと主張する個人等は、子の常居所の中央当局又は他の締約国の中央当局に対し、子の返還を確保するための援助の申請を行うことができる。

9　申請の移送（第九条関係）

申請を受領した中央当局は、子が他の締約国に現に所在すると信ずるに足りる理由がある場合には、当該申請を当該他の締約国の中央当局に移送し、要請を行った中央当局又は申請者に対しその旨を通知する。

10　子の任意の返還（第一〇条関係）

子が現に所在する国の中央当局は、子が任意に返還されるよう全ての適当な措置をとり、又はとらせる。

11　子の返還のための迅速な手続（第一一条関係）

㈠　締約国の司法当局又は行政当局は、子の返還のための手続を迅速に行う。

㈡　申請者及び要請を受けた国の中央当局は、関係する司法当局又は行政当局が手続の開始の日から六週間以内に決定を行うことができない場合には、遅延の理由を明らかにするよう要求する権利を有する。